

4. 長久手町を目指す協働の姿と基本方針

4－１．基本理念

- 多様な主体※¹が“長久手町”について共に考え、共に行動する中で、ふれあい・助け合える地域文化を醸成し、誰もが幸せを実感し、愛着をもって安心して暮らせる町を育んでいくことを目指す。
- また、将来世代に付けや負を残すことなく、自立して発展し続ける希望ある町を目指して地域経営を切り拓いていく上での基本ベースとなる地方自治（団体自治と住民自治）の確立を目指す。

みんなで進める共助と自治のまちづくり

※1 多様な主体とは：住民、NPO、事業所、大学、行政等町に集うすべての人

4－2．協働推進の基本方針（施策の柱）

方針 1

住民自治型地域社会に向けた「新しい公共」の担い手の養成

人

- 住民自らが『まちづくりの主演』であることを認識して、様々な人との関わり合いの中で、学びあい、育ちあえるような取り組みを進める。
- そして、学びあい、育ちあう中で、地域社会でできることは自らが担い、そして困難なことは、行政と役割分担しながら共に担う「新しい公共」の担い手を育む。

方針 2

住民活動がしやすい環境整備と活動の支援を進める

場・機会

- 住民と行政との信頼のパートナーシップ関係を構築して協働を進めていくために、住民活動がしやすい環境（仕組み）を整えて、住民活動の活性化を促し、地域社会のもつ多様な力を引き出す。
- 活動に取り組みたいと思う人誰もが気軽に参加できるような支援を行うとともに、すでに活動を行っているグループも成長し、自立できるような支援を行う。

方針 3

情報発信・共有の仕組みづくり

情報

- 住民のまちづくりへの関心を高め、参加しやすくするために、多様な媒体を活用して、行政施策や地域の住民活動に関する情報をわかりやすく提供する。
- 住民活動団体などの各種団体同士の情報共有により、交流・連携を促進して、活動の活性化を図る。
- 住民活動団体の組織や活動をPRすることで、住民の関心を高め、新たな参加や協力・支援を導き出す。

方針 4

協働事業の実行・評価・公開を進める

評価・公開

- 協働推進のために、協働事業の企画や実施、そして実施後の評価について、広く公開して透明性を確保し、より多くの人が協働の意義や内容について関心を高め、理解できるようにする。

5. 協働推進のための施策

5－1. 住民自治型地域社会に向けて、その担い手を養成するための施策

施策の体系

住民自治型地域社会に向けた担い手の育成

- (1) 「仮称：地域協働ルールブック」の作成・配布
- (2) 住民活動団体の交流会や活動発表大会の開催
- (3) まちづくりコーディネーター養成講座の実施
- (4) まちづくり人材バンクの創設
- (5) 大学と地域の連携・交流による地域活性化の促進
- (6) 協働をテーマとした職員研修等の実施（町職員の意識改革）

施策の内容

(1) 「仮称：地域協働ルールブック」の作成・配布

- 地域協働に対する住民意識の高揚を図り、多くの住民に主体的なまちづくり活動に参加・参画してもらうため、地域協働の必要性や理念、基本原則、参加と協働のルールなどわかりやすく整理した「(仮称) 地域協働ルールブック」を本計画の住民普及版として位置づけ作成する。
- 「(仮称) 地域協働ルールブック」を活用して協働の普及・啓発を図る。

(2) 住民活動団体の交流会や活動発表大会の開催

①定期的な交流会の開催

- 住民団体同士の交流を進め、本町をフィールドにまちづくり活動や地域づくり活動を展開する住民同士や住民活動団体同士がお互いに知り合い、共に学び合いな

がら、それぞれの住民団体の専門性の向上と相互連携・協働の関係づくりにつなげていくために、住民団体同士が定期的に集まり、情報交換や相互学習などを行う交流会を開催する。

- 交流会を積み重ねることによって将来的には、共有・協働できるテーマを設定し、複数の住民団体の連携・協働によるまちづくり活動を促進する。

交流会のイメージ
■自由に集まって、何でも話せる場としての「交流サロン」 ■住民団体それぞれが抱える悩みや課題を出し合い、お互いにアドバイス・アイデアを出し合う場（ピアカウンセリング） ■まちづくりの専門家・実践者の話を聞く講演会や座談会を組み込むことなど、まちづくりの先行事例紹介やスキル・ノウハウを学べる場

②まちづくり活動発表大会（仮称：まちづくり協働フォーラム）の開催

- 本町をフィールドにまちづくり活動や地域づくり活動を展開している住民団体等が一堂に会して、それぞれのまちづくり活動の成果を発表し合う「まちづくり活動発表大会」を年1回程度開催することを検討する。
- この「まちづくり活動発表大会」を開催することによって、本町をフィールドにまちづくり活動や地域づくり活動を広く住民にPRし、住民まちづくり活動への参加を呼びかける機会とする。

（3）まちづくりコーディネーター養成講座の実施

- 住民自治型地域社会に向けて、住民の主体的なまちづくり・地域づくり活動を中心となってサポートしたり、多彩な住民活動団体同士の活動のつながりをマッチングできる人材を発掘し、育てるために「まちづくりコーディネーター養成講座」を実施する。
- この講座は、コーディネートの基本的な知識を学ぶ座学だけでなく「タウンウォッチング」などを組み込みながら、まちづくり・地域づくりの実践の現場を見て歩いて触れて学ぶという現場での実践を重視したプログラムとする。
- この講座のプログラムは、多彩な経験と知識をもつ住民を始め、大学等の教員やまちづくりの専門家との協働によって、ホームメイド型のまちづくり学習の企画・運営を進める。

(4) まちづくり人材バンクの創設（幅広い年代の人材活用）

- 高齡化の進行に伴って増加していくことが予想される“アクティブシニア”や町内外に多数立地している大学に通う若者をまちづくり・地域協働を担う人材として発掘、育成し、まちづくり・地域づくり・協働の現場で活躍してもらうために人材登録する「まちづくり人材バンク」の創設を検討する。
- これによって、アクティブシニア層が豊富な経験や知識、行動力、学生が持つ新しい発想や若いパワーなど幅広い年齢層の人々の経験や知識、発想や行動力を長久手町のまちづくり・地域づくり・協働に反映させる。
- 「まちづくり人材バンク」を機能させるため、まちづくりバンクに登録した人材の相談に応じたり、住民団体などに照会したり、相互に結びつけたりなどマッチングを行っていく上での調整役となる「まちづくりコーディネーター」を長久手町まちづくりセンタースタッフとして配置する。

(5) 大学と地域の連携・交流による地域活性化の促進

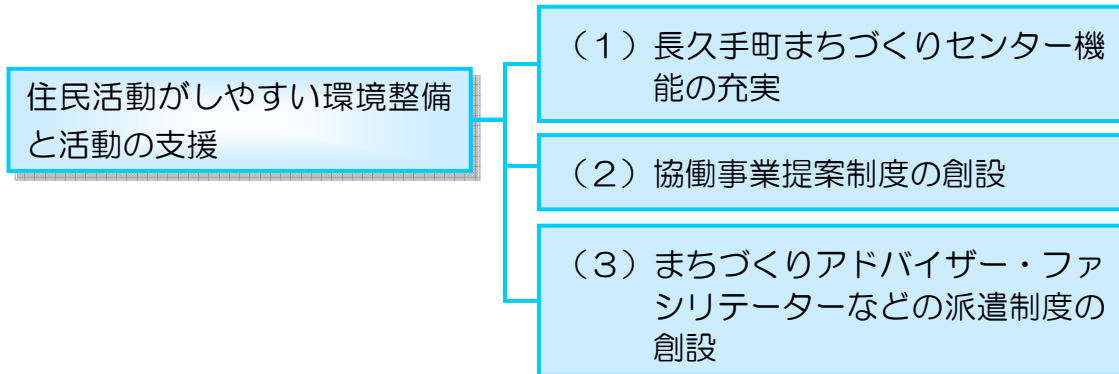
- 町内外に多数の大学が立地しているという地域特性を活かし、地域貢献を志向している大学の研究室や学生サークルと地域との協働プロジェクトを進め、学生の地域社会への参加を促進する。
- 大学の教員・学生が、福祉・子育て・地域づくりなど地域ニーズに応じた公開講座（オープンカレッジ・コミュニティカレッジ）をNPO・地縁組織等と協働で実施する。住民向けに地域に根ざした生涯学習機会を提供するとともに、地域の課題解決につなげ、人材育成・地域活性化といった相乗効果を生み出す。
- 大学と行政の地域への窓口及びそれぞれの役割分担を明確にするとともに、マッチングやコーディネート機能を担う組織・人材（つなぎ役）を配置して、地域との連携をスムーズに進めることができるような仕組みを整える。

(6) 協働をテーマとした職員研修等の実施（町職員の意識改革）

- 協働に対する町職員の意識改革と全庁的な協働事業の推進を図るために協働をテーマとした職員研修を実施する。
- 住民との協働の場で求められる庁内横断的な知識と能力を身に付けるために、所属課以外の仕事を一定期間経験する「異セクション研修制度」の導入を検討する。
- 町職員を一定期間インターンとしてNPOの現場に派遣するなどNPOの考え方や役割を学ぶ「NPO現場研修」の導入を検討する。

5-2. 住民活動がしやすい環境整備と活動の支援を進めるための施策

施策の体系



施策の内容

(1) 長久手町まちづくりセンター機能の充実

①情報受発信機能の充実

- 長久手町をフィールドに活動している住民活動団体に関する情報収集と情報発信を行う。(館内掲示板・文書箱の効果的な活用、「まちセンだより」の発行)
- 自治会などの地縁組織に対して、住民活動団体の活動内容などをPRする機会をつくり、地域への情報発信ができるようにする。('まちセンだより'の回覧・自治会などの定例会への情報提供など)
- 住民活動団体等が活動に取り組む際に役立つ情報が入手できるようにするため、国、県などの公共機関のほか、財団や民間企業実施している各種活動助成制度や、公共機関やNPO等が行っている相談支援の窓口・連絡先等の情報提供を行う。

②交流機能の充実：「交流サロン（まちセンカフェ）」の開催

- 地域住民や住民活動団体、そして行政職員が、集まって語り合いながら、活動のつながりと広がりを生み出す「交流サロン（まちセンカフェ）」を開催する。
- まちづくりセンターを気軽に便利な施設として生かし、人材・地域ニーズ・アイデアを発掘し、「顔の見える関係」をつくっていく。

「交流サロン（まちセンカフェ）」の機能

- 自由に集まり、テーマに沿って何でも話せる雰囲気をもつ
- まちづくりコーディネーターが進行役・まとめ役を担う
- 雑談の中で地域の抱える課題を見つけ出し、協働事業提案へつなげる

③相談・コーディネート機能の充実

- 住民活動を行っていく上で必要な助成制度などの情報提供や住民活動団体に対するアドバイスを行う相談対応及び住民団体相互のマッチングを行う機能を充実する。
- 相談・コーディネート・マッチングを行う専門的なスタッフ（コーディネーター）を委託事業によって配置する。

コーディネーター委託の概要（案）	
1	目的 まちづくりセンターの住民活動支援機能の充実
2	委託内容 住民活動支援に係る相談及びコーディネート業務 (1) 新たに活動を始めようとする人がスムーズに活動を始めることができるように相談・アドバイスや住民活動団体とのマッチングを行う。 (2) すでに活動を行っている団体が、より成長できるように相談・アドバイスや他の団体とのマッチングを行う。

④人材・団体育成機能

- まちづくりセンターを舞台に「まちづくりコーディネーター養成講座」を実施し、まちづくりや地域づくり活動を中心となって担う人材を発掘・養成する。
- 住民活動団体が打合せスペースやレンタル事務スペースとして使う「活動室」の効果的で利便性の高い活用方法を検討する。
(活動室の役割：住民活動団体の成長と自立を支援するための施設)
- 住民活動団体の備品や事務用品などの保管スペースとしての「ロッカー」の効果的で利便性の高い活用方法を検討する。

⑤運営機能

- まちづくりセンター利用者が主体的・自主的に管理運営を担う「(仮称) まちづくりセンター運営協議会」の設置を検討する。
- 「まちづくりコーディネーター」が中心となって、まちづくりセンター利用登録団体の組織化（グループ化）を進めることにより、運営協議会の母体を形作る。

（２）協働事業提案制度の創設

- 住民が日常生活の中で気づいたことや自分たちの住む地域社会の抱える課題の解決に向けて、行政と役割分担しながら、共に考え、行動するための制度として「協働事業提案制度」を創設する。
- 協働事業の企画提案は、地域住民や住民活動団体に広く公募し、開かれた公正な審査を経て、地域住民みんなが理解できて、みんなの役に立つような高い公共公益性をもつ企画を協働事業として決定する。

協働事業提案制度（案）の概要

1 制度の趣旨

住民が日常生活の中で気づいたことや自分たちの住む地域社会の抱える課題を共有し、その解決に向けて、行政と役割分担しながら共に考え行動するための制度。

2 対象団体

非営利で公益を目的として、町内で住民活動を行っている団体 など

3 対象事業

公益的な地域社会貢献事業で誰もが参加できる事業 など

4 企画提案の流れ

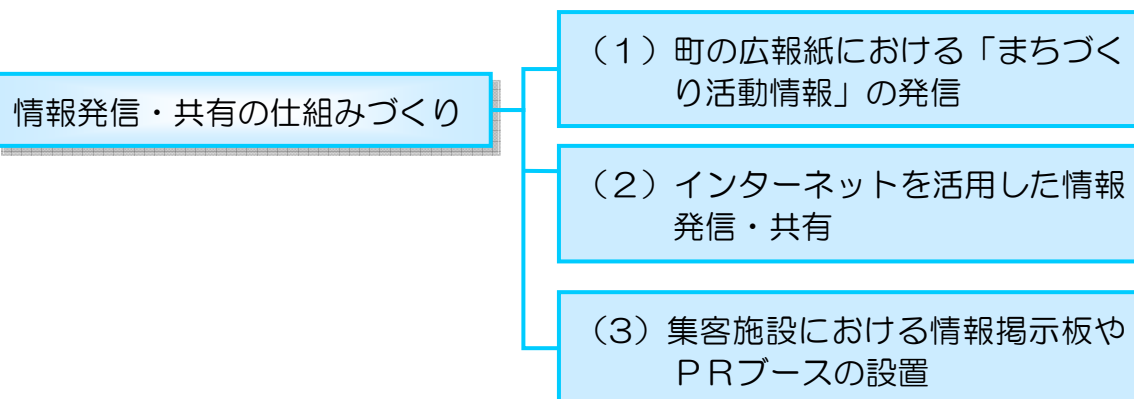
企画案公募→（相談・協議）→企画提案発表会（公開）・審査→（助成金の交付）
→実施協議→協働事業実施→（助成金の交付）→成果報告会（公開）

（３）まちづくりアドバイザー・ファシリテーターなどの派遣制度の創設

- 住民が提案した学習テーマに応じて、大学等の先生やまちづくりの専門家を講師として派遣する制度の創設を検討する。
- また、まちづくりを実践または実践しようとしている地域や住民団体等にアドバイザー、ファシリテーター（進行役）を派遣する制度の創設についても検討する。

5－3. 情報発信・共有の仕組みづくりのための施策

施策の体系



施策の内容

(1) 町の広報紙における「まちづくり活動情報」の発信

①まちづくり情報コーナーの充実

- 誰もが気軽にまちづくりに関する様々な情報が得られるようにするため、毎月発行している「広報長久手」に「まちづくり情報コーナー」を設けるなど、様々な住民団体等が主体的に取り組んでいるまちづくり活動の様子や団体・リーダーの紹介、イベント情報のPRなどを進め、地域への情報発信を充実させる。

②まちづくり広報委員制度（案）の創設

- 住民目線からわかりやすく親しみのある「まちづくり情報コーナー」とするために、住民団体等が取り組んでいるまちづくり活動取材し、記事を編集する「まちづくり広報委員制度（案）」を創設を検討する。

③町が策定する各種計画に関する情報提供の充実

- 町が策定するまちづくりに関わる様々な計画の住民等への周知と情報共有を図るため、今後とも必要に応じて特集記事を組むなどにより、わかりやすい情報提供に努める。

(2) インターネットを活用した情報発信・共有

①まちづくりポータルサイトの開設

- インターネットには、住民等が必要なときに必要な情報を収集できるという利点があることから、今後とも町ホームページの充実に努めて、行政情報の提供やまちづくり活動情報の提供を積極的に進める。
- 「まちづくりポータルサイト」の開設の検討を行う。
住民活動団体等が立ち上げているホームページ等とリンクさせることによって、情報提供・情報交流の充実を図る。

②地域SNS等の構築

- ホットで最新のまちづくり情報の受発信を行うために、「(仮称) 長久手まちづくりブログ^{*1}村」や「地域SNS^{*2} (ソーシャルネットワーキングサイト)」の開設を住民等と共に検討する。
- パソコンやインターネット等のデジタル機器を利用できない人や苦手としている人との情報格差を解消するため、また、ブログ等の作成や管理を行える人を育成するため、パソコン講習会やブログ講習会等の開催を検討する。

*1：地域情報やまちづくりなどに関し日記形式で自分の意見を書き込むインターネットのサイトやホームページです。開設者が個人の意見を表明していくことを基本としている点が掲示板と、閲覧利用者が自由に意見を書き込める点がこれまでのホームページと異なります。

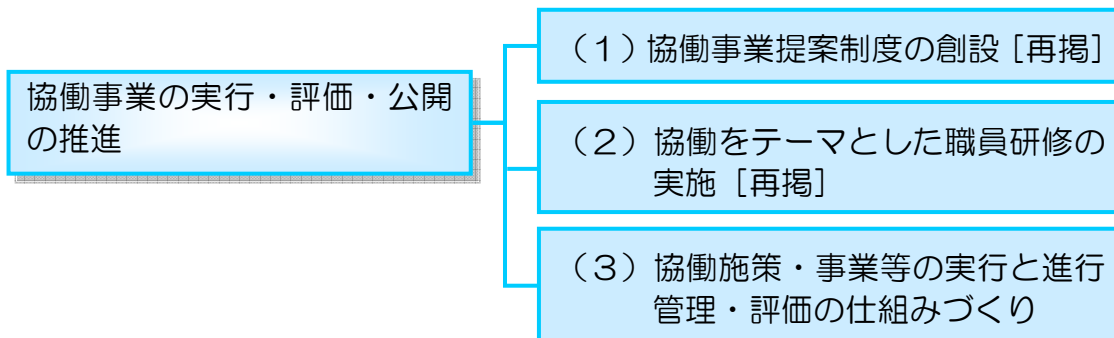
*2：地域SNS (ソーシャルネットワーキングサイト) とは、パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報や地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスです。

(3) 集客施設における情報掲示板やPRブースの設置

- 町内の公共施設やリニモ駅、商業施設などの集客施設において情報掲示板やチャシコーナーなどのPRブースの設置について関係機関と協議・検討する。

5－4．協働事業の実行・評価・公開を進めるための施策

施策の体系



施策の内容

(1) 協働事業提案制度の創設〔再掲〕

【5-2 の「(2) 協働事業提案制度の創設」を参照】

(2) 協働をテーマとした職員研修の実施〔再掲〕

【5-1 の「(6) 協働をテーマとした職員研修等の実施(町職員の意識改革)」を参照】

(3) 協働施策・事業等の実行と進行管理・評価の仕組みづくり

①協働推進のための庁内連携の仕組みづくり

- 協働のまちづくりを計画的に推進するため、本計画に位置づけた各種施策や関係各課で実施している協働関連事業の実施状況と成果・課題を把握し、計画の適正な進行管理に努める。
- このため、「協働推進連絡会議」を本計画や関係各課で実施している協働関連事業の進行管理を行う組織として位置づけ、「協働関連施策・事業チェックシート」等を活用して進行管理を行うシステムを構築する。

②外部評価委員会（協働評価委員会）の設置検討

- より一層適正かつ透明性を持って協働関連事業を評価していくため、将来的には学識経験者や専門家などによって構成する第3者機関（協働評価委員会）の設置について検討する。

6. 計画の推進に向けて

6-1. 計画の周知と着実な推進

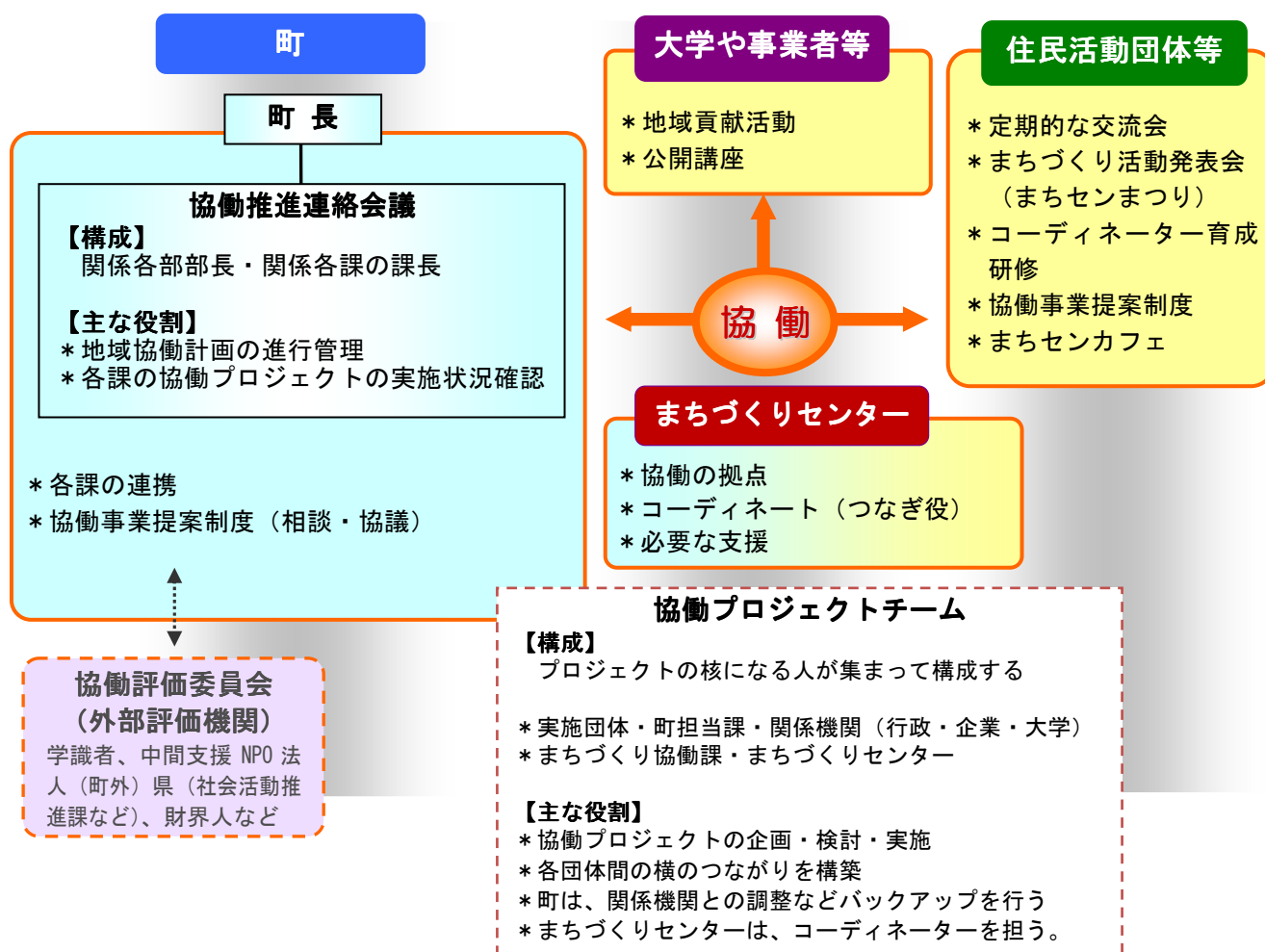
本計画の実施にあたっては、町行政はもとより、住民やNPO、企業、大学など多様な主体がそれぞれの役割を担い、協働・連携してまちづくりを進めていくことで、高い効果を発揮することができる。そのためには「仮称：地域協働ルールブック」や広報長久手、町ホームページなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図り、多くの人にこの計画のことを知ってもらう必要がある。

また、「定期的な交流会」や「まちづくり活動発表会」などの開催や「協働事業提案制度」の実施を通して、多様な主体とともに具体的な推進方策や協働事業等の進め方などを検討し、計画の着実な推進につなげていくこととする。

6-2 計画の推進体制

下図のような体制で「人と人のつながり」をつくり、協働プロジェクトを進めていく。

図 6-2-1 計画の推進体制図

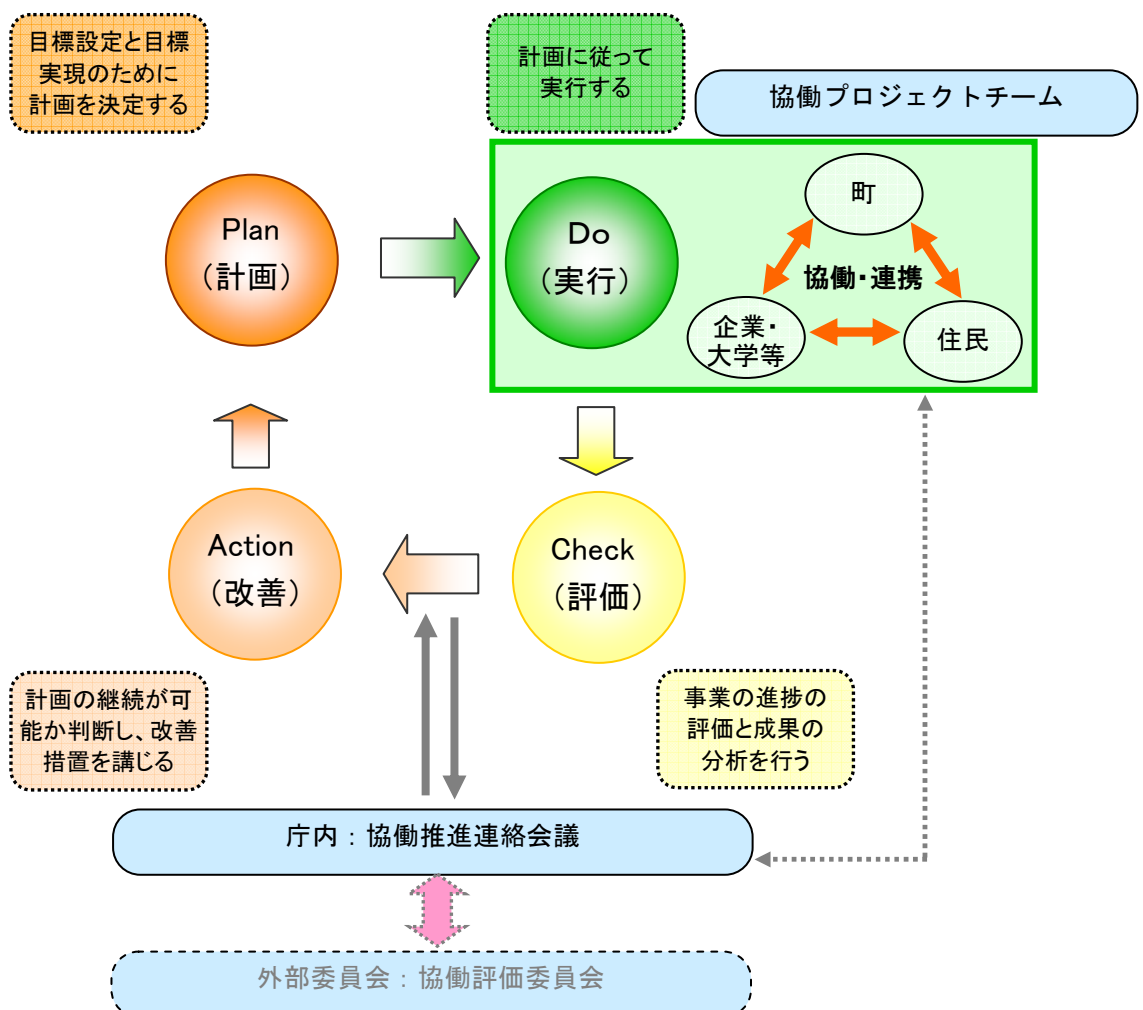


6-3 計画の進行管理

本計画で示した施策・事業は、すぐに取り組める事業から着手しつつ、事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討しフォローアップしていく、「計画（Plan）」⇒「実行（Do）」⇒「点検・評価（Check）」⇒「見直し（Action）」⇒「計画（Plan）」・・・といった一連の流れに沿って進行管理を行う。

このPDCAサイクルに基づいた進行管理によって、必要に応じて適宜計画を見直しながら本計画を着実に推進し、「みんなで進める共助と自治のまちづくり」の実現を目指す。また、より一層適正かつ透明性を持って計画の進行管理を行っていくために、将来的には第3者機関（協働評価委員会）の設置について検討を行う。

図 6-3-1 計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）



※PDCAサイクル：PDCAとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進行管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。

長久手町地域協働計画

～住民と行政のパートナーシップ
によるまちづくりを目指して～

平成21年3月

発行 長久手町

編集 まちづくり推進部まちづくり協働課
〒480-1196

長久手町大字岩作字城の内60番地1

TEL 0561-63-1111

FAX 0561-63-2100